

# トラブル注意報!!

～架空請求詐欺のはがきに注意～

## 絶対に連絡しないで!!

架空請求詐欺  
のはがきです

「訴訟」「裁判」などの言葉を使ってあせらせる

「差押え」と不安をあおる

連絡させるよう仕向ける

公的な相談機関と勘違いさせる名称

### 紛争確認通知

令和2年 管理番号 (と) 第512号

この度ご通知しましたのはあなたが以前利用された運営会社からの契約不履行による民事訴訟として訴状が提出された事をご通知致します。

つきましては当センター担当職員にて確認したい点がございます。個人情報保護に基づき原則としてご本人様からのご連絡をして頂きます様併せてお願い申し上げます。

尚、ご連絡無き場合、管轄裁判所からの口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料及び不動産財産の差押えの対象となる事例がございますので御注意下さい。

※万が一身に覚えのない場合早急にご連絡をお願いします

お問い合わせ窓口 9:00-18:00 (日・祝日を除く)  
03-██████-██████

〒105-0011 東京都港区芝公園██████ビル3F

消費者生活相談センター

# こんなはがきや封書が届いていませんか？

これは架空請求という詐欺の手口で、たくさんの人に送られています！連絡せず、無視してください!!

☞その他にもこんなはがきや相談が・・・

- ◆「裁判所」「法務省管轄支局〇〇センター」からはがきがきた
- ◆携帯電話に「料金が未払いとなっている」とのメールが法律事務所から届いた
- ◆電話をしたら、「裁判取り下げ手続きのためお金を払って下さい。後日返金します。」と言われた。

**トラブルにあわないためには**



- 書かれている番号にあわてて連絡せず、無視する  
自分の電話番号を詐欺グループに教えてしまうこととなります
- 不安な場合には消費生活センターにご相談ください  
公的な機関や法律事務所など様々な名前をかたって送ってきます

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233